

## 重要なお知らせ

会員の皆さまへ

公益社団法人北海道宅地建物取引業協会

### 余市川の洪水浸水想定区域図の誤りと、当該区域図を基に作成している「余市町」「仁木町」「赤井川村」の洪水ハザードマップの修正について

この度、北海道が公表した余市川の洪水浸水想定区域図に一部誤りがあることが判明し、当該区域図を基に作成している「余市町」、「仁木町」、「赤井川村」の洪水ハザードマップ（水防法に基づく水害ハザードマップ）に修正が生じた旨の連絡が北海道からありました。

宅地建物取引業施行規則の改正により、令和2年8月28日から、宅建業者は、取引の対象となる宅地建物の所在する市町村の長が水防法に基づき提供する図面（水害ハザードマップ）を提示し、対象物件の概ねの位置を示すことが義務付けられておりますが、以下の洪水ハザードマップにつきましては、当面の間、買主・借主等への重要事項説明時において使用しないようお願いいたします。

#### 【対象となる町村及び水害ハザードマップ】

対象町村	修正が生じた水害ハザードマップの名称
余市町	洪水ハザードマップ（防災ガイドマップ掲載）
仁木町	洪水ハザードマップ（仁木町防災ガイドマップ掲載）
赤井川村	赤井川村洪水ハザードマップ

なお、道では、すみやかに修正した洪水浸水想定区域図を公表することとしており、修正区域図公表後、当該町村のハザードマップも修正されこととなります。

北海道後志総合振興局HP <http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/okk/TS/kouzuishinsuisouteikuiki.htm>

「お知らせ 余市川水系余市側の洪水浸水想定区域図の誤りと今後の対応について」

建 指 第 4 1 6 号

令和3年(2021年)6月 4日

公益社団法人北海道宅地建物取引業協会会長 様

北海道建設部住宅局建築指導課長

余市川の洪水浸水想定区域図の誤りについて

日頃、宅地建物取引業の適正な運営と、不動産取引の公正な確保にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、北海道が公表した余市川の洪水浸水想定区域図に誤りがあることが判明し、この区域図を基に作成している「余市町」「仁木町」「赤井川村」の洪水ハザードマップの修正が生じました。

洪水ハザードマップにつきましては、「宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令」(令和2年内閣府令・国土交通省令第2号)により、令和2年8月28日から重要事項説明時に購入者等へ交付すること等としております。

今後、洪水浸水想定区域図の修正を速やかに実施し、洪水ハザードマップを作成する市町村との調整を早期に進めてまいりますので、当面の間、購入者等への説明時に使用しないよう貴所属会員へ周知くださいますようお願い致します。

〔 連絡先 管理指導係  
電話 011-204-5574 (直通)  
FAX 011-232-0147 〕

## 別紙

余市川の洪水浸水想定区域図の誤りに伴う洪水ハザードマップの修正に関する問い合わせについては、下記までご連絡ください。

○小樽建設管理部長 有馬 美智子

電話 0134-25-2104

住所 小樽市奥沢1丁目21-1